

滋 議 第 3 3 8 号

平成 26 年 (2014 年) 8 月 12 日

関西広域連合長 井 戸 敏 三 様

滋賀県議会議長 赤 堀 義 次

意見書の提出について

平成 26 年度滋賀県議会定例会平成 26 年 7 月定例会議（平成 26 年 8 月 12 日）において可決した意見書を地方自治法第 99 条の規定に基づき別紙のとおり提出します。

意見書第15号

関西広域連合ドクターヘリ（京滋ヘリ）運航業務の委託  
業者の選定について慎重な対応を求める意見書

関西広域連合においては、現在、平成27年度からの導入に向けた、いわゆる「京滋地域ドクターヘリ」について、機種選定および業者選定に係る運航業務委託についての公募手続が行われている。

関西における広域救急体制の更なる充実に向け、ドクターヘリによる救急搬送体制を確立することには大きな意義があり、運航業務の委託にあたっては、利用する機材能力、蓄積された運用ノウハウ、さらには運航従事者の資質など、安全性を確保し、高い導入効果が得られる内容を選定する必要がある。

また、導入決定に際しては、実際に救急医療を実施する医療関係者の意見を広く聴くことや関係府・県・市の住民に対する説明責任を十分果たすなど幅広い視野からの対応が必要不可欠であると考えられる。

よって、関西広域連合長におかれては、ドクターヘリの持つ救命効果を最大限に発揮するため、当該委託業者の選定にあたっては真にその目的が達成されるよう上記のことを踏まえ、十分に検討された上で慎重に対応されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年8月12日

滋賀県議会議長 赤 堀 義 次